

事業所各位

佐賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人佐賀県トラック協会

令和8年度整備管理者「定期研修」の開催について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、佐賀運輸支局による貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条の規定に基づく標記研修が、下記のとおり実施されることとなりましたのでご案内申し上げます。

つきましては、各事業所選任の整備管理者で、受講対象となる方の受講漏れがないようご配慮方お願いいたします。(整備管理者の代理出席は認められません。)

選任の変更等が必要な場合は、所定の手続きを速やかに行うようお願いいたします。

記

1 日時・場所

開催日	場所	研修対象区分	※対象地区	定員
10月6日(火)	(公社)佐賀県トラック協会研修会館 佐賀市高木瀬西3丁目1番20号	トラック	鳥栖・鹿島地区	120名
10月7日(水)		トラック	佐賀・唐津地区	120名
10月8日(木)	問い合わせ先 (公社)佐賀県トラック協会 適正化事業課 TEL:0952-36-6653 FAX:0952-36-6658	バス・タクシー トラック(合同)	小城・伊万里地区	85名
10月9日(金)		バス・タクシー トラック(合同)	三神・武雄地区	85名

研修時間：14：00～16：40（受付時間：13：30～13：55）

※ 開始時間に遅れた場合、受講できませんのでご注意ください。

また、駐車場には限りがありますので、公共交通機関のご利用や乗り合わせ等のご協力をお願いします。

◇ 当日は、整備管理者手帳を必ずご持参ください。

（整備管理者手帳をまだお持ちでない方は、当日300円で購入することができます。）

◇ 研修テキストについては運輸局HPにおける電子媒体の配付のみとし、会場におけるテキストの配布は行われませんので、ダウンロードしていただき、ご自身のタブレット端末等への保存、または印刷により、研修会場へご持参いただきますようお願いいたします。（協会での印刷対応はいたしません。）

2 研修対象者

(1) 道路運送車両法第50条第1項の規定に基づき選任されている整備管理者のうち、令和7年度の整備管理者定期(選任後)研修を受講していない者。

なお、令和8年度中に整備管理者として新たに選任した者については、令和9年度の末日までに研修を受講すればよい。

(2) 受講を希望する者。

3 注意事項

(1) 受講日を地区分けしておりますので、可能な限り前記対象地区での受講をお願いします。

(2) 各日、定員数に達した時点で受付を終了します。

状況に応じて、空き日への変更をお願いする場合があります。

(3) 選任の管理者の受講を優先しますので、選任者以外(補助者等)の受講はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

申し込みの際、選任者の別を確認します。開催日前後に選任予定の場合は、申込書の備考欄に選任(選任予定)日を記載してください。

(4) 佐賀県内事業所の選任者を優先に受講申込みを行います。

県外事業所については、県内事業所の申込み締切日以降に、定員数に空きがある場合に限り受け付けをさせていただきますのでご了承ください。

(5) 定員数の関係上、事前申込みがなく当日来場された場合は、受講をお断りすることがありますので、必ず事前申し込みを行ってください。

◇ 別紙の受講申込書に必要事項を記入の上、9月24日(木)までに適正化事業課宛てFAX(0952-36-6658)でお申し込みください。

・ 送付された受講申込書に対する受理の連絡はいたしません。